

町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

町田市旅館業法施行条例（平成24年3月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号イに次のただし書を加える。

ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽にあっては、1週間に1回以上換水し、清掃すること。

第5条第8号オ（オ）を削り、同号カ中「及びオ」を「、オ及びキ」に改め、同号カを同号クとし、同号オの次に次のように加える。

カ 浴槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、市長は、この基準（（ウ）及び（エ）に掲げる基準を除く。以下このカにおいて同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

（ア）濁度は、5度以下とすること。

（イ）過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

（ウ）大腸菌群数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。

（エ）レジオネラ属菌は、検出されないこと。

キ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。ただし、客室に設ける浴槽（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽を除く。）の浴槽水にあっては、この限りでない。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。<u>ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽にあつては、1週間に1回以上換水し、清掃すること。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p><u>カ 浴槽水の水質基準については、次に掲げるとおりとすること。ただし、市長は、この基準（ウ）及び（エ）に掲げる基準を除く。以下このカにおいて同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。</u></p> <p><u>(ア) 濁度は、5度以下とすること。</u></p> <p><u>(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。</u></p> <p><u>(ウ) 大腸菌群数は、1ミリリットル中に1個以下とすること。</u></p> <p><u>(エ) レジオネラ属菌は、検出されないこと。</u></p> <p><u>キ 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこ</u></p>	<p>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。</p> <p>ウ・エ 略</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p><u>(オ) 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。</u></p>

町田市旅館業法施行条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>と。ただし、客室に設ける浴槽（ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽を除く。）の浴槽水にあつては、この限りでない。</u></p> <p>ク エ、オ及びキの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(9)～(12) 略</p>	<p>カ エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(9)～(12) 略</p>